

2025年7月28日

商品・サービス

中途解約利率の一部変更に伴う預金規定の改定について

十六フィナンシャルグループの十六銀行は、2025年8月12日（火）より中途解約利率の一部を見直すことから、下記の預金規定について改定いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 変更日

2025年8月12日（火）

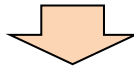
2. 改定する規定

- ・非継続型自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定
- ・自動継続型自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定
- ・非継続型自由金利型定期預金規定
- ・自動継続型自由金利型定期預金規定
- ・自動つみたて定期預金規定
- ・目的積立型定期預金規定
- ・じゅうろく年金定期預金規定
- ・為替特約付円預金（プレミアム大口定期預金）預金規定
- ・為替特約付円預金（トリプルゾーン）預金規定

3. 変更内容

（現在）

中途解約日までの期間	中途解約利率
6 か月未満	解約日における普通預金利率



（変更後）

中途解約日までの期間	中途解約利率
6 か月未満	解約日における普通預金利率

ただし、解約日における普通預金利率が預入時の約定利率（自動継続の場合は継続時の定期預金利率）を上回る場合、預入時の約定利率（自動継続の場合は継続時の定期預金利率）が上限となります。

※預入より6か月経過後の中途解約利率は変更ありません。

4. その他

変更日以降に新規でお預け入れいただいた定期預金、および変更日以降に満期日が到来し自動継続された定期預金には、変更後の利率が適用されます。

変更日より前にお預け入れいただいた、まだ満期日が到来していない定期預金には、現在の利率が適用されます。

詳しい内容については、商品ごとの定期預金規定をご確認ください。

以 上